

2022（令和4）年3月24日

文化庁長官 都倉 俊一 様

文化芸術・芸能従事者の契約関係等の適正化にむけた要望

立 憲 民 主 党

フリーランス支援プロジェクトチーム

日本政府はユネスコの「芸術家の地位に関する勧告（1980年）」を批准していますが、国内法の整備は未だ進んでいません。また、フリーランスの保護法制も存在せず、働き方の実態も把握されていません。

その結果、文化芸術の担い手である文化芸術・芸能従事者が、重層下請け構造の最下層に位置してしまい、民間団体のアンケートでは、「契約書が無いために持続化給付金が申請できなかった」との回答が42%、「コロナ禍でイベント等が中止となった場合のキャンセル料が支払われなかった」との回答は95%に上っています。

その他に、「仕事の現場にトイレがないことがあった」との回答は59.7%、「更衣室がないことがあった」との回答は80.6%と、職場の安全衛生の環境も劣悪です。

一方、日本以外の先進国では、「芸術家は文化国家の実現と国民の暮らしの質の向上に重要な貢献をする存在として、正当に尊重されなければならない（韓国の芸術家福祉法）」といった考え方が主流となっており、政府が標準契約書を作り、それに従った対等な契約が当たり前になっています。また、文化芸術・芸能従事者の社会保障や労働環境が整えられ、著作権等による権利収入も国が保障しています。

この度、政府は「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」を設置し、文化芸術・芸能従事者の契約ひな型およびガイドラインを検討しています。つきましては、文化芸術・芸能従事者の保護と活動基盤の強化のため、以下を要望いたします。

要 望 事 項

- 1、契約の公平性を厳守し、特に立場の弱いフリーランスである文化芸術・芸能従事者に配慮すること
- 2、下層下請や、多数の関係者間の契約においても、確実に契約の書面化を進めること
- 3、報酬設定においては、受注者が負担する経費に十分に配慮すること
- 4、契約の対象となる期間を適正に定め、キャンセルポリシーを明確にすること
- 5、ストレスやハラスメント対策のため、専門カウンセラーによる相談窓口を設置すること
- 6、著作権料および著作隣接権料の公平な交渉や協議を推進すること
- 7、事故や怪我等に関する保険料は発注者が負担すること

以上